

山口県報

平成18年
3月31日
(金曜日)

目 次

規則
山口県行政組織規則の一部を改正する規則(人事課).....



山口県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第六十一号

山口県行政組織規則の一部を改正する規則

山口県行政組織規則(昭和四十三年山口県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

目次中、「第三目 大学(第二十六条―第三十一条)」を、「第三目 削除」に、「第二目 さらさらスポーツ交流公園管理事務所(第四十三条の五―第四十三条の八)」を

「第二目 さらさらスポーツ交流公園管理事務所(第四十三条の五―第四十三条の八)」

第三目 国際総合センター(第四十三条の九―第四十三条の十)

に、「(第四十七条の四―第四十七条の五)」を、「(第四十七条の四―第四十七条の五)」に、「(第四十七条の五の二―第四十七条の五の三)」を、「(第四十七条の五の二―第四十七条の五の四)」に、「(第四十七条の五の四―第四十七条の五の五)」を

「(第四十七条の五の五―第四十七条の五の七)」に、「(第四十七条の五の六―第四

十七条の五の七)」を、「(第四十七条の五の八―第四十七条の五の九)」に、「(第四

十七条の五の八―第四十七条の五の十)」を、「(第四十七条の五の十一―第四十七条の五の十二)」に、「(第四十七条の五の十一―第四十七条の五の十三)」を、「(第四十七条の五の十三―第四十七条の五の十五)」に、「(第四十七条の十五)」を、「(第四十七条の十二)」に、「静和荘」を、「こころの医療センター」に、

「第五目 国際総合センター(第百五十四条―第百五十九条)」を、「第五目 削除」

第六目 労政事務所(第百六十条―第百六十五条)」を、「第六目 削除」

に、「農林部」を、「農林水産部」に、「(第百七十九条の三)」を、「第百七十九条の二」

「第二目 農業試験場(第百八十条―第百八十七条)」

「第三目 農業大学校(第百八十八条―第百九十一条)」を

第四目 削除

第五目 削除

「第二目 水産振興局(第百七十九条―第百八十一条)」

「第三目 水産事務所(第百八十二条―第百八十四条)」に改め、

「第四目 農業大学校(第百八十五条―第百八十七条)」

「第五目 農業試験場(第百八十八条―第百九十一条)」

「第八款 水産部に属する出先機関」を削り、

「第一目 水産振興局(第百四十三条―第百四十五条の三)」

「第二目 水産事務所(第百四十四条―第百四十五条の二)」

「第三目 水産研究センター(第百四十五条の三―第百四十五条の五)」

「第二十目 水産研究センター(第百四十三条―第百四十五条)」に、「第四目 栽培漁業センター」を、「第二十一目 栽培漁業センター」に、「第九款」を、「第八款」

に、「第十款 削除」「第九款 削除」

「第十款 削除」を、「第十款 削除」に改める。

「第十二款 削除」を、「第十一款 削除」に改める。

第八条の見出しを、「(課、室、班及び分室)」に改め、同条第一項の表総合政策局の部危機管理室の項を削り、同部広報広聴課の項の次に次のように加える。

統計分析課

普及班 統計資料班 人口統計班 商工労働統計班 経済
学事統計班 調査分析班

第八条第一項の表総務部の部消防防災課の項中、「消防防災課」を、「防災危機管理課」に、「消防班 防災班」を、「危機管理班 防災班 消防班」に改め、同表地域振興部の部を次のように改める。

福 康 健				興 振 域 地								
健康増進課	医務保険課	指導監査室	厚政課	情報企画課	国際課	交通運輸対策室	観光交流課	市町課	国体準備室	民間空港再開推進室	中山間地域づくり推進室	地域政策課
班指導班 健康づくり班 母子保健・感染症班 精神・難病	病院班 医療指導班 医療企画班 保険指導班 看護指導班 県立		班総務管理班 企画調整班 保健福祉企画班 地域保健福祉保護医療班	情報政策班 システム班 電子県庁推進班	貿易班 企画交流班		調整班 観光振興班 地域ブランド推進班	調整班 行政班 財政班 地方債班 税政班	総務企画班 施設調整班 競技式典班			班総務管理班 地域企画班 市町合併支援班 土地・水資源対策班 きらら浜開発班

第八條第一項の表環境生活部の部環境生活課の項中「消費生活班」を「消費生活班 県民活動推進班」に改め、同部地域安心・安全推進室の項の次に次のように加える。

人権対策室

第八條第一項の表環境生活部の部環境政策課の項中「地域環境創造班」を「地域環境創造班 大気・化学物質環境班 水環境班 環境アセスメント班」に改め、同部生活衛生課の項中「水道班」を「水道班 食の安心・安全推進班」に改め、同表健康福祉部の部から農林部の部までを次のように改める。

農 林 水 産 部										商 工 労 働 部				社 会 部					
水産振興課	森林整備課	森林企画課	畜産振興課	農村整備課	農業振興課	農業経営課	流通企画室	団体指導室	農林水産政策課	労働政策課	経営金融課	企業立地推進室	新産業振興課	商政課	障害者支援課	こども未来課	長寿社会課	薬務課	
水産管理班 資源管理班 経営普及班 漁業調整取締班	林地保全班 治山林道班 造林保護班	林業振興班 森林計画班 普及班 林産班 森林バイオマ又推進班 流域管理推進班	畜産経営班 衛生・飼料班 生産班	班 農産班 園芸振興班 技術防疫班															

漁港漁場整備課 漁港管理班 計画班 整備班

第八条第一項の表水産部の部を削り、同表土木建築部の部監理課の項中「経理・建設業班 情報管理班」を「建設業班 用地補償班」に改め、同部用地課の項を次のように改める。

技術管理課	経理班 監察班	企画班	技術指導班	工事検査班	情報管理班
-------	------------	-----	-------	-------	-------

第八条第一項の表土木建築部の部道路整備課の項中「市町村道班」を「市町道班」に改め、同部都市計画課の項中「まちづくり推進班」を「まちづくり推進班 下水道班 流域下水道班」に改め、同部建築指導課の項中「開発審査班」を「開発審査班 企画保全班 営繕第一班 営繕第二班 電気設備班 機械設備班」に改め、同部住宅課の項中「民間住宅班」を「民間住宅班 県営住宅管理班 県営住宅計画班 県営住宅整備班」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項に規定するもののほか、次の表の上欄に掲げる課にそれぞれ同表の下欄に掲げる分室を置く。

課	分室
防災危機管理課	消防防災航空センター
国際課	旅券センター

第八条第三項中「農政課、漁政課」を「農林水産政策課」に改める。

第二章第一節第一款の款名中「及び室」を「、室及び分室」に改める。

第九条の見出し中「及び室」を「、室及び分室」に改め、同条第一項中「前条第一項に規定する」及び「(次項に規定するものを除く。)」を削り、同項の表総合政策局の部危機管理室の項を削り、同部広報広聴課の項の次に次のように加える。

統計	一 統計調査(他の課の主管に属するものを除く。)
分析	二 統計の普及及び調整に関すること。
析	三 統計資料の刊行及び整備に関すること。
課	四 統計の分析に関すること。

第九条第一項の表総務部の部学事文書課の項中「県立大学」を「公立大学法人山口県

立大学」に改め、同部消防防災課の項中「消防防災課」を「防災危機管理課」に改め、第十号を第十二号とし、第一号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

- 一 危機管理(県民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処をいう。)に関する総合調整に関すること。
- 二 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する総合調整に関すること。

第九条第一項の表地域振興部の部地域政策課の項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

- 三 市町合併及び中核都市形成に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。

第九条第一項の表地域振興部の部地域政策課の項第五号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

- 五 きらら浜の開発に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。

第九条第一項の表地域振興部の部地域政策課の項の次に次のように加える。

室進推りくづ域地間山中	中山間地域等の振興に係る施策の企画及び総合調整に関すること。
-------------	--------------------------------

第九条第一項の表地域振興部の部民間空港再開推進室の項の次に次のように加える。

室備準体国	国民体育大会の開催準備に関すること。
-------	--------------------

第九条第一項の表地域振興部の部市町村課の項中「市町村課」を「市町課」に改め、同部市町村合併推進室の項を次のように改める。

流交光観	一 観光振興に係る施策の企画及び調整に関すること。
	二 旅行者の登録、監督及び指導に関すること。
	三 観光客の誘致及び宣伝に関すること。
	四 観光施設及び観光資源に関すること。

課
五 物産の振興に関する事。

第九条第一項の表地域振興部の部市町村合併推進室の項の次に次のように加える。

室策対輸運通交

鉄道、海運、バス、航空その他交通運輸に係る施策の企画及び調整に関する事。

第九条第一項の表地域振興部の部国際課の項中第四号を削り、第三号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 国際総合センターに関する事。

第九条第一項の表地域振興部の部国際課の項中第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 国際交流に関する情報の収集及び提供に関する事。

三 貿易の振興に関する事。

第九条第一項の表地域振興部の部統計課の項を削り、同部情報企画課の項に次の一号を加える。

四 電子県庁の推進及び調整に関する事。

第九条第一項の表環境生活部の部県民生活課の項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 県民活動の推進及び調整に関する事。

第九条第一項の表環境生活部の部地域安心・安全推進室の項の次に次のように加える。

室策対権人

- 一 人権に係る施策の総合調整に関する事。
- 二 人権啓発の推進に関する事。
- 三 同和対策に関する事。

第九条第一項の表環境生活部の部環境政策課の項に次の六号を加える。

七 大気の汚染の防止等に関する事。

八 騒音及び振動の防止等に関する事。

九 悪臭の防止等に関する事。

十 化学物質の対策に関する事。

十一 水質の汚濁の防止等に関する事。

十二 環境影響評価の審査及び指導に関する事。

第九条第一項の表環境生活部の部生活衛生課の項に次の七号を加える。

九 安心で安全な食の確保に関する事。

十 食品衛生に関する事。

十一 調理師、製菓衛生師及びぶく処理師に関する事。

十二 食肉の衛生に関する事。

十三 化製場等に関する事。

十四 動物の管理に関する事。

十五 動物愛護センターに関する事。

第九条第一項の表健康福祉部の部人権対策室の項を次のように改める。

室査監導指

社会福祉施設の監査に関する事。

第九条第一項の表健康福祉部の部国保医療指導室の項を削り、同部医務課の項中「医務課」を「医務保険課」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 国民健康保険に関する事。

二 老人医療に関する事。

第九条第一項の表健康福祉部の部医務課の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 保健医療計画に関する事。

第九条第一項の表健康福祉部の部医務課の項第九号を削り、第八号を第九号とし、同号の前に次の一号を加える。

八 救急医療及びへき地医療に関する事。

第九条第一項の表健康福祉部の部医務課の項第十一号中「静和荘」を「こころの医療センター」に改め、同号を同項第十三号とし、同号の前に次の二号を加える。

十一 原子爆弾被爆者の援護に関する事。

十二 保健師、助産師及び看護師（健康増進課の主管に属するものを除く。）に関する事。

第九条第一項の表健康福祉部の部健康増進課の項第二号を次のように改める。

二 歯科保健並びに歯科衛生士及び歯科技工士に関する事。

第九条第一項の表健康福祉部の部健康増進課の項第十四号を第十六号とし、第十三号を第十五号とし、同号の前に次の二号を加える。

十三 精神保健に関すること。
 十四 難病に関すること。

第九条第一項の表健康福祉部の部健康増進課の項中第七号から第十二号までを削り、第六号を第十二号とし、第三号から第五号までを六号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の六号を加える。

三 健康づくりの指導に関すること。
 四 栄養改善及び栄養士に関すること。
 五 老人保健事業に関すること。

六 食育に関すること。
 七 母子保健に関すること。

八 身体障害児の療育指導及び育成医療並びに結核児童の療育医療に関すること。
 第九条第一項の表健康福祉部の部高齢保健福祉課の項中「高齢保健福祉課」を「長寿社会課」に改め、同項第二号中「保健及び」を削り、同項に次の一号を加える。

七 介護保険に関すること。

第九条第一項の表健康福祉部の部児童家庭課の項中「児童家庭課」を「こども未来課」に改め、同項第一号中「障害福祉課」を「障害者支援課」に改め、同項中第六号を第八号とし、同号の前に次の一号を加える。

七 青少年の健全育成の推進及び調整に関すること。

第九条第一項の表健康福祉部の部児童家庭課の項中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 少子化対策の推進及び調整に関すること。

第九条第一項の表健康福祉部の部少子化対策推進室の項を削り、同部障害福祉課の項中「障害福祉課」を「障害者支援課」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 障害者及び障害児の福祉に関すること。

第九条第一項の表健康福祉部の部障害福祉課の項中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、同表商工労働部の部商政課の項第一号中「観光」を削り、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同部新産業振興課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、同部観光交流課の項及び交通運輸対策室の項を削り、同部経営金融課の項中第十号を第十二号とし、第一号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 中小企業振興の基本的施策の企画及び調整に関すること。
 二 中小企業の情報化の促進に関すること。

第九条第一項の表商工労働部の部商政課の項を次のように改め、同部雇用・能力開発

課及び技能五輪・アビリンピック推進室の項を削る。

課 策 政 働 労
一 労働及び雇用に関する施策の企画及び調整に関すること。 二 労働者の福祉に関すること。 三 雇用及び就業の機会の確保に関すること。 四 若者の県内就職の促進に関すること。 五 職業能力開発に関すること。 六 職業に必要な技能についての広報その他の啓発に関すること。 七 女性労働者対策に関すること。 八 高齢者及び障害者の雇用対策に関すること。 九 労働組合及び労働関係の調整に関すること。 十 労働教育に関すること。 十一 労働事情の調査に関すること。 十二 労働者及び使用者団体に関すること。 十三 労働相談に関すること。 十四 公益通報に関すること。 十五 職業能力開発校及び若者就職支援センターに関すること。

第九条第一項の表農林部の部中「農林部」を「農林水産部」に改め、同部農政課の項から経営普及課の項までを次のように改める。

課 策 政 産 水 林 農	室 導 指 体 団
一 農林水産業及び農山漁村の振興に係る施策の総合企画及び調整に関すること。 二 農山漁村女性及び村興しに係る施策の企画、調整及び推進に関すること。 三 漁業補償の調整に関すること。 四 農林事務所に関すること。 五 水産振興局及び水産事務所に関すること。	農業協同組合、農業共済組合、森林組合及び水産業協同組合の指導及び監督に関すること。

第九条第一項の表農林部の部経営普及課の項の次に次のように加える。

農	一 農業金融の総括に関すること。 二 農業振興地域の整備に関すること。 三 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の施行に関すること。
業	四 農地に係る訴訟及び調停に関すること。 五 農業会議及び農業委員会に関すること。 六 国有農地等に関すること。
経	七 経営構造対策事業の総括及び連絡調整に関すること。 八 中山間地域等直接支払制度の総括及び連絡調整に関すること。
営	九 農業生産組織に関すること。 十 農業の担い手の育成及び指導に関すること。 十一 農業経営基盤強化に関すること。 十二 農業大学校に関すること。

第九条第一項の表農林部の部生産流通課の項中「生産流通課」を「農業振興課」に改め、第四号から第七号までを削り、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

- 三 農作物の種苗に関すること。
- 四 農業機械に関すること。

第九条第一項の表農林部の部生産流通課の項中第八号を第六号とし、第九号を削り、第十号を第七号とし、同号の次に次の三号を加える。

- 八 農業技術の改良及びその普及指導に関すること。
- 九 農業経営の改善及びその普及指導に関すること。
- 十 農薬に関すること。

第九条第一項の表農林部の部生産流通課の項第十一号を同項第十五号とし、同号の前に次の四号を加える。

- 十一 農作物有害動植物の防除に関すること。
- 十二 肥料に関すること。
- 十三 土壌保全及び耕土培養に関すること。
- 十四 農業試験場及び病害虫防除所に関すること。

第九条第一項の表農林部の部農村整備課の項第十四号中「及び検査」を削り、同部畜産課の項中「畜産課」を「畜産振興課」に改め、第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同部林政課の項中「林政課」を「森林企

画課」に改め、同項第三号及び第四号中「普及教育」を「普及指導」に改め、同項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同項第九号中「及び流通」を削り、同号を同項第八号とし、同項中第十号を第九号とし、第十一号から第十四号までを一号ずつ繰り上げ、同部に次のように加える。

水	一 資源回復計画、栽培漁業及び漁場環境の保全に関すること。 二 内水面漁業の振興に関すること。 三 水産業技術及び経営の改良及びその普及指導に関すること。 四 漁業後継者の育成及び指導に関すること。 五 養殖業に関すること。 六 水産関係の金融及び漁業共済に関すること。 七 山口県漁業信用基金協会及び山口県漁業共済組合に関すること。
産	八 漁業の調整及び取締りに関すること。 九 内水面漁場管理委員会及び海区漁業調整委員会との連絡に関すること。
振	十 漁業の免許及び許可並びに起業の認可に関すること。 十一 遊漁船業に関すること。 十二 漁船の建造、改造及び転用の許可並びに登録に関すること。
興	十三 漁船の保険に関すること。 十四 漁業用無線局に関すること。 十五 水産研究センター及び栽培漁業センターに関すること。
漁	一 漁港及び漁港管理者の指定等に関すること。 二 漁港の修築、改良及び維持管理に関すること。 三 漁場の整備に関すること。 四 漁港の高潮及び浸食対策に関すること。 五 漁港関連道路整備事業に関すること。 六 漁村の振興及び整備に関すること。 七 漁港の災害の防止及び復旧に関すること。 八 漁港の区域に係る農林水産省所管の国有財産の管理及び処分に関すること。
備	九 漁業構造改善事業に関すること。

第九条第一項の表水産部の部を削り、同表土木建築部の部監理課の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

- 二 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）の施行に関すること。
- 第九条第一項の表土木建築部の部監理課の項中第三号から第五号までを削り、第六号

を第三号とし、第七号を第四号とし、第八号中「解体工事業者」の下に「の登録」を加え、同号を同項第五号とし、同項中第九号を削り、第十号の前に次の四号を加える。

六 土地等の取得及び使用並びに物件の移転並びにこれらに伴う損失の補償に関すること。

七 土地収用に関すること。

八 国土交通省所管の国有財産に関すること。

九 公有地の先買いに係ること。

第九条第一項の表土木建築部の部用地課の項を次のように改める。

技 術 管 理 課	
一	公共工事の前払金保証事業に関すること。
二	建設工事の入札制度の合理化に関すること。
三	土木事業の企画、調整及び推進に関すること。
四	公共土木事業の設計単価、歩掛及び技術基準に関すること。
五	建設工事に係る資材の再資源化等に関すること。
六	土木建築工事の検査に関すること。
七	電子計算機による土木工事等の情報処理に関すること。
八	土木工事の監察に関すること。

第九条第一項の表土木建築部の部都市計画課の項に次の二号を加える。

九 景観に関すること。

十 下水道に関すること。

第九条第一項の表土木建築部の部建築指導課の項に次の一号を加える。

十 庁舎等の営繕に係る受託工事に関すること。

第九条第一項の表土木建築部の部住宅課の項中第十号を第十一号とし、第三号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二号中「整備」の下に「及び管理」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 県営住宅の整備及び管理に関すること。

第九条第二項を次のように改める。

2 分室の分掌事務は、次のとおりとする。

課	分 室	分 掌 事 務
防災危機管理課	消防防災航空センター	防災用ヘリコプターの運航に関すること。

国際課	旅券センター 旅券の発給に関すること。
-----	------------------------

第十一条中「、課内にあつては課長が」を削る。

第十二条第一項の表室の項中「又は所長」を削り、同表に次のように加える。

分 室	所長
-----	----

第十二条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「水産部漁政課」を「農林水産部水産振興課」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項の表部の項中「理事」を「理事 危機管理監」に改め、同表課の項中「主幹」を「主幹 監察監」に、「主任用地監 主査」を「主査」に改め、「主任看護師」を削り、同表室の項中「調整監 主幹 主任検査監 検査監 監察監 次長」を「企画監 調整監 主幹」に改め、同表に次のように加え、同項を同条第三項とする。

分 室	次長 主査 主任 主任技師
-----	---------------

第十五条第一項の表物品管理課の項中「車両班」を削る。

第十六条第二項の表会計課の項第七号中「山口県立病院静和荘」を「山口県立こころの医療センター」に改める。

第十八条の七の見出しを「(指定管理者による管理)」に改め、同条中「に委託して」を「により」に改め、同条第一号中「こと」の下に「(知事が定めるものに限る。)」を加え、同条中第二号を第五号とし、第一号の次に次の三号を加える。

- 二 山口県セミナーパーク条例第四条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更すること。
- 三 山口県セミナーパーク条例第五条の許可をすること。
- 四 山口県セミナーパーク条例第七条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。

第三章第一節第二款第三目を次のように改める。

第三目 削除

第二十六条から第三十一条まで 削除

第三十三条の表中「直税班 間税班」を「課税第一班 課税第二班」に、「直税第一班 直税第二班 間税班」を「課税第一班 課税第二班」に、

自動車税課

を

自動車税課

に改める。

軽油引取税

軽油管理班 軽油調査班

第三十四条第一項の表納税課の項中「第四十八条第一項」の下に「及び第二項」を加え、同表課税課の項中「軽油引取税」を削り、同表に次のように加える。

課 軽油引取税

- 一 軽油引取税の課税に関する事。
- 二 前号に掲げる県税の調査、検査及び犯則取締りに関する事。

第三十四条に次の一項を加える。

3 課税課（山口県税務事務所の課税課を除く。）は、第一項に規定する分掌事務のほか、同項に規定する軽油引取税課の事務のうち、免税証に関する事務を分掌する。

第四十条の表山口県周南市消防本部防災行政連絡所の項中「周南市のうち平成十五年四月二十日における徳山市の区域」を「周南市」に改め、同表山口県周南市消防本部西消防署防災行政連絡所の項及び山口県周南市消防本部北消防署防災行政連絡所の項を削る。

第四十三条の四中第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 労働及び雇用対策に関する事。

六 県民活動の推進に関する事。

第三章第一節第三款に次の一目を加える。

第三目 国際総合センター

（名称及び位置）

第四十三条の九 山口県国際総合センター条例（平成八年山口県条例第一号）第一条の規定により設置された国際総合センターの名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	山口県国際総合センター	位 置	下 関 市
-----	-------------	-----	-------

（指定管理者による管理）

第四十三条の十 国際総合センターの管理に関する事務のうち、次に掲げる事務は、財団法人山口県国際総合センターにより行われる。

一 山口県国際総合センター条例第三条第一項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更すること。

二 山口県国際総合センター条例第四条の許可をすること。

三 山口県国際総合センター条例第七条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。

四 施設及び設備の維持管理に関する事。

第四十六条の四を次のように改める。

（指定管理者による管理）

第四十六条の四 県民活動支援センターの管理に関する事務のうち、次に掲げる事務は、特定非営利活動法人やまぐち県民ネット21により行われる。

一 前条各号に掲げる業務に関する事。

二 山口県県民活動支援センター条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に閉館し、又は臨時に閉館すること。

三 山口県県民活動支援センター条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。

四 山口県県民活動支援センター条例第六条の規定により、県民活動支援センターの利用を拒むこと。

五 施設及び設備の維持管理に関する事。

第四十七条の四の次に次の一条を加える。

（業務）

第四十七条の四の二 県民文化ホールの業務は、次のとおりである。

一 文化活動その他の学習活動の機会の提供に関する事。

二 文化活動その他の学習活動に関する情報及び資料の収集及び提供に関する事。

三 前二号に掲げるもののほか、文化の振興を図るために必要な業務に関する事。

第四十七条の五を次のように改める。

（指定管理者による管理）

第四十七条の五 県民文化ホールの管理に関する事務のうち、次に掲げる事務は、サントリーパーティサービス株式会社により行われる。

一 前条各号に掲げる業務に関する事。

二 山口県民文化ホール条例第四条第二項の規定により、同条第一項に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。

三 山口県民文化ホール条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。

四 山口県民文化ホール条例第六条の許可をすること。

五 山口県民文化ホール条例第八条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。

六 施設及び設備の維持管理に関する事。

第四十七条の五の三を次のように改める。

(業務)

第四十七条の五の三 芸術村の業務は、次のとおりである。

- 一 芸術に関する創造的活動の機会の提供に関する事。
- 二 芸術に関する講習に関する事。
- 三 芸術に関する情報及び資料の収集及び提供に関する事。
- 四 前三号に掲げるもののほか、芸術に係る人材の育成及び交流の促進に資するために必要な業務に関する事。

第三章第一節第四款第九目中第四十七条の五の十三を第四十七条の五の十五とし、第四十七条の五の十二を第四十七条の五の十四とし、第四十七条の五の十一を第四十七条の五の十三とし、同款第八目中第四十七条の五の十を第四十七条の五の十二とし、第四十七条の五の九を第四十七条の五の十一とし、第四十七条の五の八を第四十七条の五の十とし、同款第七目中第四十七条の五の七を第四十七条の五の九とし、第四十七条の五の六を第四十七条の五の八とする。

第三章第一節第四款第六目中第四十七条の五の五を第四十七条の五の七とし、同条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第四十七条の五の七 県民芸術文化ホールの管理に関する事務のうち、次に掲げる事務は、財団法人長門市文化振興財団により行われる。

- 一 前条各号に掲げる業務に関する事。
 - 二 山口県民芸術文化ホール条例第四条第二項の規定により、同条第一項に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館する事。
 - 三 山口県民芸術文化ホール条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮する事。
 - 四 山口県民芸術文化ホール条例第六条の許可をする事。
 - 五 山口県民芸術文化ホール条例第八条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒む事。
 - 六 施設及び設備の維持管理に関する事。
- 第四十七条の五の四を第四十七条の五の五とし、同条の次に次の一条を加える。

(業務)

第四十七条の五の六 県民芸術文化ホールの業務は、次のとおりである。

- 一 芸術活動その他の文化活動の機会の提供に関する事。
- 二 芸術活動その他の文化活動に関する情報及び資料の収集及び提供に関する事。
- 三 前二号に掲げるもののほか、伝統的な芸能その他の芸術の振興を図るために必要な業務に関する事。

第三章第一節第四款第五目中第四十七条の五の三の次に次の一条を加える。

(指定管理者による管理)

第四十七条の五の四 芸術村の管理に関する事務のうち、次に掲げる事務は、財団法人山口県文化振興財団により行われる。

- 一 前条各号に掲げる業務に関する事。
- 二 山口県芸術村条例第四条第二項の規定により、同条第一項に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館する事。
- 三 山口県芸術村条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を短縮する事。
- 四 山口県芸術村条例第六条の許可をする事。
- 五 山口県芸術村条例第八条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒む事。

六 施設及び設備の維持管理に関する事。

第四十七条の八の見出しを「(指定管理者による管理)」に改め、同条第一項中「に委託して」を「により」に改め、第二号を第五号とし、第一号の次に次の三号を加える。

- 二 山口県自然公園施設条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館する事。
 - 三 山口県自然公園施設条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮する事。
 - 四 山口県自然公園施設条例第六条の規定により、自然公園施設の利用を拒む事。
- 第四十七条の八第二項から第四項までの規定中「に委託して」を「により」に改める。
- 第四十七条の八の四を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第四十七条の八の四 自然観察公園の管理に関する事務のうち、次に掲げる事務は、特定非営利活動法人野鳥やまぐちにより行われる。

- 一 前条各号に掲げる業務に関する事。
- 二 山口県立自然観察公園条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館する事。

三 山口県立自然観察公園条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開園時間を延長し、又は短縮すること。

四 山口県立自然観察公園条例第七条の規定により、自然観察公園の使用を拒むこと。

五 施設及び設備の維持管理に関すること。

第四十七条の十一及び第四十七条の十二を削る。

第四十七条の十三第一項の表山口県岩国健康福祉センターの項中

福祉部	保健課	地域保健班 健班 難病班
保健環境部	健康増進課	地域保健班 健班 難病班

を

保健環境部	健康増進課	地域保健班 健班 難病班
-------	-------	-----------------

に、

環境保全課	環境指導班 対策班	廃棄物
-------	--------------	-----

を

環境保全課	環境指導班 対策班	廃棄物
-------	--------------	-----

に改

め、同表山口県柳井健康福祉センターの項中

福祉第一部	保健課
福祉第二部	保健課

を

福祉部	保護第一課
	保護第二課

に改め、同条第二項を削り、同条を第四十七条の十一とする。

とする。

第四十七条の十四の表保健福祉企画室の項中第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 少子化対策の推進に関すること。

第四十七条の十四の表中

福祉部	福祉第一部
福祉部	福祉第一部

を福祉部に改め、同条を第四十七

条の十二とする。

第四十七条の十五を削る。
第四十八条の表を次のように改める。

名称	位置	所管区域
名		
東部社会福祉事務所	柳井市	大島郡 玖珂郡 熊毛郡
中部社会福祉事務所	山口市	美祢郡 阿武郡

第四十九条中「社会福祉事務所」を「東部社会福祉事務所に保護第一課及び保護第二課を、中部社会福祉事務所」に改める。

第五十条第一項中「保護課」の下に、「保護第一課及び保護第二課」を加え、同条第一項を削る。

第五十一条の三及び第五十一条の四を削る。

第五十一条の五第一項の表中 山口県周南環境保健所 を削り、

環境保全課	環境指導班	廃棄物対策班
食肉検査課	環境指導班	廃棄物対策班
環境保全課	環境指導班	廃棄物対策班

に、

山口県柳井環境保健所	健康増進課 生活環境課	地域保健班 環境衛生薬事班 指導班	精神・難病班 食品衛生班 環境
------------	----------------	-------------------------	-----------------------

を

山口県柳井環境保健所	健康増進課 生活環境課	地域保健班 環境衛生薬事班 指導班	精神・難病班 食品衛生班 環境
------------	----------------	-------------------------	-----------------------

に改め、

山口県周南環境保健所	健康増進課 生活衛生課 環境保全課 試験検査課	地域保健班 環境衛生薬事班 環境指導班	精神保健班 食品衛生班 難病班 廃棄物対策班
------------	----------------------------------	---------------------------	---------------------------------

同条第二項を削り、同条を第五十一条の三とする。
第五十一条の六の表生活衛生課の項の次に次のように加え、同条を第五十一条の四とする。

食肉検査課	一 と畜に関する事。 二 食鳥の処理に関する事。
-------	-----------------------------

第五十一条の七を第五十一条の五とし、第五十一条の八を削る。
第五十九条の三第一項及び第五十九条の四第一項の表中、「神経科」を「精神科」に改める。
第七目「静和荘」を「第七目 こころの医療センター」に改める。

第五十九条の五の表及び第五十九条の六中、「山口県立病院静和荘」を「山口県立こころの医療センター」に改める。

第五十九条の十六第九号中、「通院医療費公費負担」を「精神障害者に係る自立支援医療」に改め、同条第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 市町が行う障害程度区分の認定に関する技術的事項についての協力その他必要な援助に関する事。

第五十九条の十九を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第五十九条の十九 健康づくりセンターの管理に関する事務のうち、次に掲げる事務は、財団法人山口県健康福祉財団により行われる。

一 山口県健康づくりセンター条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。

二 山口県健康づくりセンター条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。

三 山口県健康づくりセンター条例第六条の許可をすること。

四 山口県健康づくりセンター条例第八条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。

五 施設及び設備の維持管理に関する事。
第六十条の表山口県中央児童相談所の項の次に次のように加える。

山口県岩国児童相談所	岩国市	山口県周南児童相談所	周南市
	岩国市 柳井市 大島郡 玖珂郡 熊毛郡		下松市 光市 周南市

第六十条の表中

山口県周南児童相談所	周南市	下松市 岩国市 光市 柳井市 周南市 大島郡 玖珂郡 熊毛郡
------------	-----	--------------------------------

る。

第六十一条の表中

山口県岩国児童相談所	山口県下関児童相談所
山口県周南児童相談所	山口県周南児童相談所
山口県下関児童相談所	

る。

に、「業務課」を「相談課」に改める。

第六十二条第二項の表業務課の項中、「業務課」を「相談課」に改める。
第七十八条の見出しを「(指定管理者による管理)」に改め、同条中「関する」の下に「事務のうち、次に掲げる」を加え、「に委託して行なわれる」を「により行われる」に改め、同条に次の各号を加える。

一 前条各号に掲げる業務に関する事。

二 施設及び設備の維持管理に関する事。

第八十一条の見出しを「(指定管理者による管理)」に改め、同条中「に委託して行なわれる」を「により行われる」に改め、第一号を次のように改める。

一 前条各号に掲げる業務に関する事。

第八十一条中第二号を第五号とし、第一号の次に次の三号を加える。

二 山口県母子福祉施設条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。

三 山口県母子福祉施設条例第五条第一項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。

四 山口県母子福祉施設条例第六条の規定により、母子福祉センターの利用を拒むこと。

第八十三条に次の二号を加える。

四 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十二条第二項の規定により、市町が同条第一項に規定する支給要否決定を行うに当たり意見を述べること。

五 障害者自立支援法第二十六条第一項の規定により、市町に対し技術的事項についての協力その他必要な援助を行うこと。

第八十六条第一号中「身体障害者居宅生活支援事業等」を「障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業等」に改め、同条に次の二号を加える。

五 障害者自立支援法第二十二条第二項及び第七十四条第一項の規定による意見の申出に関する事。

六 障害者自立支援法第二十六条第一項及び第七十四条第二項の規定による技術的事項についての協力その他市町に対する必要な援助に関する事。

第九十一条の三第二号を次のように改める。

二 障害者自立支援法第五条第八項に規定する短期入所を提供すること。
第九十一条の四の見出しを「(指定管理者による管理)」に改め、同条中「委託して」を「により」に改め、同条第一号中「前条に規定する」を「前条各号に掲げる」に改める。

第九十三条第二号を次のように改める。

二 障害者自立支援法第五条第八項に規定する短期入所を提供すること。
第九十四条の見出しを「(指定管理者による管理)」に改め、同条中「関する」の下に「事務のうち、次に掲げる」を加え、「に委託して」を「により」に改め、同条に次の各号を加える。

一 前条各号に掲げる業務に関する事。

二 施設及び設備の維持管理に関する事。
第一百条の見出しを「(指定管理者による管理)」に改め、同条中「に委託して」を「により」に改め、第二号を第五号とし、第一号の次に次の三号を加える。

二 身体障害者更生援護施設条例第十九条の二第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。

三 身体障害者更生援護施設条例第十九条の三第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。

四 身体障害者更生援護施設条例第二十一条の規定により、聴覚障害者情報センターの利用を拒むこと。

第一百三十三条の表養護課の項第九号を次のように改める。

九 障害者自立支援法第五条第八項に規定する短期入所の提供に関する事。
第一百一条の表養護課の項第九号を次のように改める。

九 障害者自立支援法第五条第八項に規定する短期入所の提供に関する事。
第一百一条の四第七号を次のように改める。

七 障害者自立支援法第五条第八項に規定する短期入所の提供に関する事。
第一百一条の五の見出しを「(指定管理者による管理)」に改め、同条中「関する」の下に「事務のうち、次に掲げる」を加え、「に委託して」を「により」に改め、同条

に次の各号を加える。

一 前条各号に掲げる業務に関する事。
二 施設及び設備の維持管理に関する事。
第三百二十九条並びに第四百十一条第一号及び第八号中「京阪神地方」の下に「及び中部地方」を加える。

第三章第一節第六款第五目及び第六目を次のように改める。

第五目 削除
第六目 削除
第六百五十四条から第六百五十九条まで 削除

第六百六十条から第六百六十五条まで 削除
第三章第一節第七款の款名中「農林部」を「農林水産部」に改める。

第六百七十六条第二項を削る。
第六百七十七条及び第六百七十八条を削る。
第六百七十九条の表山口県岩国農林事務所の項から山口県美祢農林事務所の項までの規

定中
普及企画課
事業推進課
技術調整課
を
産地振興課
担い手支援課
に、
に改

森林活用課
環境班
振興班
整備班
事業班
を
森林づくり
推進課
森林保全課
環境班
事業班
に改

め、同表山口県下関農林事務所の項中
農業部
普及企画課
事業推進課
技術調整課
用地調整課
指導課
を

農業部
産地振興課
担い手支援課
指導課
に、
森林活用課
環境班
振興班
整備班
事業班
を

「
森林づくり
推進課
森林保全課
環境班
事業班
に改め、同表山口県長門農林事務所の項中
を
に、
を
」

「
普及企画課
事業推進課
技術調整課
を
産地振興課
担い手支援
に、
森林活用課
環境班
振興班
を
」

「
森林づくり
推進課
森林保全課
環境班
事業班
に改め、同表山口県萩農林事務所の項中
を
に改め、建設第一班 建設第二班 建設第三
」

「
普及企画課
事業推進課
技術調整課
を
産地振興課
担い手支援
に改め、建設第一班 建設第二班 建設第三
」

「
班」を削り、
「
森林活用課
環境班
振興班
を
」
「
森林整備課
環境班
振興班
事業班
を
」

「
森林づくり
推進課
森林保全課
環境班
事業班
に改め、同条を第百七十七条とする。
」

第百七十九条の二を第百七十八条とし、第百七十九条の三を削る。
第三章第一節第七款第三目から第五目までの目名を削る。
第百八十五条から第百九十一条までを削る。
第百八十四条の表山口県大島柑きつ試験場の項中第六号を第七号とし、第三号から第
五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。
三 柑きつ等に関する普及指導活動に関すること。
第百八十四条の表に次のように加え、同条を第百九十一条の二とする。

山口県花き
振興セン
一 花きの品種の展示及び栽培技術の実証に関すること。
二 花きの生産及び流通に関する研修に関すること。
三 花きの生産及び流通に関する情報並びに資料の収集及び提供に

「
タ
関すること。
四 花きに関する普及指導活動に関すること。
」

第百八十三条を第百九十一条とし、第百八十二条を第百九十条とする。
第百八十一条の表に次のように加え、同条を第百八十九条とする。
山口県花き振興センター
柳井市

第百八十条を第百八十八条とする。
第三章第一節第七款中第二目を第五目とし、第一目の次に次の三目を加える。
第二目 水産振興局

(名称、位置及び所管区域)
第百七十九条 山口県水産事務所等設置条例(昭和三十五年山口県条例第十号)第一条
の規定により設置された水産振興局の名称、位置及び所管区域は、次のとおりであ
る。

名	称	位	置	所	管	区	域
山口県下関水産振興局		下	関	市	山陽小野田市	下関市	

(分課)
第百八十条 水産振興局に次の表の上欄に掲げる課を置き、これらの課にそれぞれ同表
の下欄に掲げる班を置く。

課	班
総務課	
漁港市場課	漁港管理班 市場班
水産課	水産班 普及振興班

(分掌事務)
第百八十一条 課の分掌事務は、次のとおりとする。

課	分 掌 事 務	総務課
漁港市場課	<ul style="list-style-type: none"> 一 庶務に関すること（漁港市場課の主管に属するものを除く。）。 二 税外諸収入金に関すること。 三 水産振興局の事務の企画及び調整に関すること。 四 下関漁港の漁港施設内の秩序の維持に関すること。 五 下関漁港の漁港施設内の清掃に関すること。 六 三 閘門業務に関すること。 七 下関漁港の区域内及び下関漁港の区域に係る海岸保全区域内における公有水面の占用、土砂の採取等に関すること。 八 下関漁港の甲種漁港施設の占用及び利用に関すること。 九 下関漁港地方卸売市場の市場施設の使用に関すること。 十 土地等の取得及び使用並びに物件の移転並びにこれらに伴う登記及び損失の補償に関すること。 十一 公有財産の取得、管理及び処分に関すること。 十二 下関漁港の区域に係る農林水産省所管の国有財産の管理に関すること。 十三 下関漁港の漁港施設及び下関漁港の区域に係る海岸保全区域内の海岸保全施設及び下関漁港地方卸売市場の市場施設の調査及び維持管理に関すること。 十四 下関漁港の整備に係る企画及び調査に関すること。 十五 下関漁港の区域内の漁港施設、下関漁港の区域に係る海岸保全区域内の海岸保全施設及び下関漁港地方卸売市場の市場施設に関する工事の調査、設計及び施行に関すること。 十六 沿岸漁場の整備及び開発に関する工事の調査、設計及び施行に関すること。 十七 公共団体又は私人が行う工事で、下関漁港の区域内の漁港施設、下関漁港の区域に係る海岸保全区域内の海岸保全施設及び下関漁港地方卸売市場の市場施設に影響があるものの取締り及び監督に関すること。 十八 潮位及び波浪の調査に関すること。 十九 下関漁港の水防に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 庶務に関すること（漁港市場課の主管に属するものを除く。）。 二 税外諸収入金に関すること。 三 水産振興局の事務の企画及び調整に関すること。 四 下関漁港の漁港施設内の秩序の維持に関すること。 五 下関漁港の漁港施設内の清掃に関すること。 六 三 閘門業務に関すること。 七 下関漁港の区域内及び下関漁港の区域に係る海岸保全区域内における公有水面の占用、土砂の採取等に関すること。 八 下関漁港の甲種漁港施設の占用及び利用に関すること。 九 下関漁港地方卸売市場の市場施設の使用に関すること。 十 土地等の取得及び使用並びに物件の移転並びにこれらに伴う登記及び損失の補償に関すること。 十一 公有財産の取得、管理及び処分に関すること。 十二 下関漁港の区域に係る農林水産省所管の国有財産の管理に関すること。 十三 下関漁港の漁港施設及び下関漁港の区域に係る海岸保全区域内の海岸保全施設及び下関漁港地方卸売市場の市場施設の調査及び維持管理に関すること。 十四 下関漁港の整備に係る企画及び調査に関すること。 十五 下関漁港の区域内の漁港施設、下関漁港の区域に係る海岸保全区域内の海岸保全施設及び下関漁港地方卸売市場の市場施設に関する工事の調査、設計及び施行に関すること。 十六 沿岸漁場の整備及び開発に関する工事の調査、設計及び施行に関すること。 十七 公共団体又は私人が行う工事で、下関漁港の区域内の漁港施設、下関漁港の区域に係る海岸保全区域内の海岸保全施設及び下関漁港地方卸売市場の市場施設に影響があるものの取締り及び監督に関すること。 十八 潮位及び波浪の調査に関すること。 十九 下関漁港の水防に関すること。

水産課	水産課
	<ul style="list-style-type: none"> 十七 下関漁港地方卸売市場内の秩序の維持に関すること。 十八 下関漁港地方卸売市場の市場業務運営の指導及び監督に関すること。 十九 下関漁港地方卸売市場の整備に係る企画及び調査に関すること。 二十 下関漁港に係る水産物の流通に関すること。 二十一 下関漁港に係る統計調査に関すること。 一 水産業協同組合の検査及び指導に関すること。 二 魚市場（下関漁港地方卸売市場を除く。）の検査及び指導に関すること。 三 指定漁業の振興に関すること。 四 沿岸漁業の振興に関すること。 五 浅海増殖及び淡水増殖に関すること。 六 漁場計画の樹立に関すること。 七 漁業の調整及び取締りに関すること。 八 漁業の免許及び許可並びに起業の認可に関すること。 九 遊漁船業に関すること。 十 漁業補償に関すること。 十一 漁船の建造、改造及び転用の許可並びに登録に関すること。 十二 小型漁船の建造、改造及び転用の許可、総トン数の測定並びに登録に関すること。 十三 小型船舶の船籍に関すること。 十四 漁船の保険に関すること。 十五 漁業共済事業の普及及び指導に関すること。 十六 水産関係の金融に関すること。 十七 水産業技術の改良及びその普及指導に関すること。 十八 水産業の経営の改善及びその普及指導に関すること。 十九 漁家の生活改善及びその普及指導に関すること。 二十 漁業後継者の育成及び指導に関すること。 二十一 市町の管理に属する漁港及び海岸保全区域内に係る統計調査に関すること。 二十二 水防に関すること（漁港市場課の主管に属するものを除く。）。

く。

第三目 水産事務所

(名称、位置及び所管区域)

第百八十二条 山口県水産事務所等設置条例第一条の規定により設置された水産事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域
山口県柳井水産事務所	柳井市	岩国市 柳井市 光市 大島郡 玖珂郡 熊毛郡
山口県防府水産事務所	防府市	下松市 周南市 防府市 山口市 宇部市 美祢市 美祢郡
山口県萩水産事務所	萩市	萩市 長門市 阿武郡

(分課)

第百八十三条 山口県柳井水産事務所及び山口県防府水産事務所に次の班を置く。

水産班

普及振興班

2 山口県萩水産事務所に次の表の上欄に掲げる課を置き、これらの課にそれぞれ同表の下欄に掲げる班を置く。

課	班
総務課	
水産課	水産班 普及振興班
工務課	工務第一班 工務第二班

(分掌事務)

第百八十四条 山口県柳井水産事務所及び山口県防府水産事務所の班の分掌事務は、次のとおりとする。

班	分 掌 事 務

2 山口県萩水産事務所の課の分掌事務は、次のとおりとする。

普及振興班	水産班
一 水産業技術の改良及びその普及指導に関すること。 二 水産業の経営の改善及びその普及指導に関すること。 三 漁家の生活改善及びその普及指導に関すること。 四 漁業後継者の育成及び指導に関すること。	一 庶務に関すること。 二 水産事務所事務の企画及び調整に関すること。 三 水産業協同組合の検査及び指導に関すること。 四 魚市場の検査及び指導に関すること。 五 沿岸漁業の振興に関すること。 六 浅海増殖及び淡水増殖に関すること。 七 漁場計画の樹立に関すること。 八 漁業の調整及び取締りに関すること。 九 漁業の免許及び許可並びに起業の認可に関すること。 十 遊漁船業に関すること。 十一 漁業補償に関すること。 十二 漁船の建造、改造及び転用の許可並びに登録に関すること。 十三 小型漁船の建造、改造及び転用の許可、総トン数の測定並びに登録に関すること。 十四 小型船舶の船籍に関すること。 十五 漁船の保険に関すること。 十六 漁業共済事業の普及及び指導に関すること。 十七 水産関係の金融に関すること。 十八 市町の管理に属する漁港及び海岸保全区域に係る統計調査に関すること。 十九 水防に関すること。

課	分 掌 事 務
	一 庶務に関すること。 二 税外諸収入金に関すること。 三 水産事務所事務の企画及び調整に関すること。 四 県の管理に属する漁港の区域内及び当該漁港の区域に係る海岸

<p>水産課</p>	<p>一 水産業協同組合の検査及び指導に関すること。 二 魚市場の検査及び指導に関すること。 三 沿岸漁業の振興に関すること。 四 浅海増殖及び淡水増殖に関すること。 五 漁場計画の樹立に関すること。 六 漁業の調整及び取締りに関すること。 七 漁業の免許及び許可並びに起業の認可に関すること。 八 遊漁船業に関すること。 九 漁業補償に関すること。 十 漁船の建造、改造及び転用の許可並びに登録に関すること。 十一 小型漁船の建造、改造及び転用の許可、総トン数の測定並びに登録に関すること。 十二 小型船舶の船籍に関すること。 十三 漁船の保険に関すること。 十四 漁業共済事業の普及及び指導に関すること。 十五 水産関係の金融に関すること。 十六 水産業技術の改良及びその普及指導に関すること。 十七 水産業の経営の改善及びその普及指導に関すること。 十八 漁家の生活改善及びその普及指導に関すること。 十九 漁業後継者の育成及び指導に関すること。</p>	<p>総務課</p> <p>保全区域内における公有水面の占用、土砂の採取等に関すること。 五 県が管理する漁港施設の占用及び利用に関すること。 六 土地等の取得及び使用並びに物件の移転並びにこれらに伴う登記及び損失の補償に関すること。 七 漁港区域に係る農林水産省所管の国有財産の管理に関すること。 八 市町の管理に属する漁港及び海岸保全区域に係る統計調査に関すること。</p>
<p>一 県の管理に属する漁港の区域内の漁港施設及び当該漁港の区域に係る海岸保全区域内の海岸保全施設の調査及び維持管理に関すること。</p>		

<p>総務課 教務部</p>	<p>(分課) 第一百八十六条 農業大学校に次の課及び部を置く。</p> <table border="1"> <tr> <td>名</td> <td>称</td> <td>位</td> <td>置</td> </tr> <tr> <td>山口県立農業大学校</td> <td>防府市</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	名	称	位	置	山口県立農業大学校	防府市			<p>工務課</p> <p>二 県の管理に属する漁港の区域内の漁港施設、当該漁港の区域に係る海岸保全区域内の海岸保全施設及び漁港関連道に関する工事（県が施行の委託を受けて行う市町の管理に属する漁港の区域内の漁港施設及び当該漁港の区域に係る海岸保全区域内の海岸保全施設に関する工事、国又は県がその経費の一部を負担し、又は補助するもの（以下この表において「市町工事」という。）を含む。）の調査、設計及び施行に関すること。 三 沿岸漁場の整備及び開発に関する工事の調査、設計及び施行に関すること。 四 市町工事の申請書の技術に関する審査並びに市町工事の指導及び監督に関すること。 五 市町の管理に属する漁港の区域内の漁港施設及び当該漁港の区域に係る海岸保全区域内の海岸保全施設の維持管理の指導に関すること。 六 公共団体又は私人が行う工事で、県又は知事の管理に属する漁港の区域内の漁港施設及び当該漁港の区域に係る海岸保全区域内の海岸保全施設に影響があるものの取締り及び監督に関すること。 七 潮位及び波浪の調査に関すること。 八 水防に関すること。</p> <p>第四目 農業大学校 (名称及び位置) 第一百八十五条 山口県立農業大学校条例(昭和五十八年山口県条例第二十五号)第一条の規定により設置された農業大学校の名称及び位置は、次のとおりである。</p>
名	称	位	置							
山口県立農業大学校	防府市									

園芸部
畜産部

(分掌事務)
第八十七条 課及び部の分掌事務は、次のとおりとする。

課・部	分掌事務
総務課	一 庶務に関する事。 二 税外諸収入金に関する事。 三 管理運営に関する企画及び調整に関する事。
教務部	一 研修教育に関する企画及び調整に関する事。 二 教務に関する事。 三 農業機械化研修その他の部の主管に属しない研修教育に関する事。
園芸部	一 野菜経営に関する研修教育に関する事。 二 花き経営に関する研修教育に関する事。 三 果樹経営に関する研修教育に関する事。
畜産部	一 酪農経営に関する研修教育に関する事。 二 肉用牛経営に関する研修教育に関する事。

第九十二条から第九十五条までを次のように改める。

第九十二条から第九十五条まで 削除

第九十八条の四を次のように改める。

(分課)

第九十八条の四 大島農地建設事務所に次の課を置く。

総務課
工務課

第九十二条の七の見出しを「(指定管理者による管理)」に改め、同条中「財団法人やまぐち農林振興公社に委託して」を「有限責任中間法人やまぐち里山文化研究所により」に改め、第二号を第六号とし、第一号の次に次の四号を加える。

二 山口県二十一世紀の森施設条例第四条第三項の規定により、同条第一項各号若しくは同条第二項各号に掲げる日に開館し、若しくは開場し、又は臨時に閉館し、若

しくは開場すること。

三 山口県二十一世紀の森施設条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。

四 山口県二十一世紀の森施設条例第六条の許可をすること。
五 山口県二十一世紀の森施設条例第八条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。

第三章第一節第八款の款名及び同款第一目から第四目までの目名を削る。

第二百四十三条から第二百四十五条の二までを削る。

第二百四十五条の三を第二百四十三条とし、同条の前に次の目名を付する。

第二十目 水産研究センター

第二百四十五条の四を第二百四十四条とし、第二百四十五条の五を第二百四十五条とする。

第二百四十六条の前に次の目名を付する。

第二十一目 栽培漁業センター

第二百四十七条の二の見出しを「(指定管理者による管理)」に改め、同条中「に委託して」を「により」に改める。

第二百四十八条の表岩国土木建築事務所の項中「岩国市(玖珂土木事務所の所管区域を除く。)」を「岩国市」に改め、同表玖珂土木事務所の項を削り、同表柳井土木建築事務所の項中「柳井市 熊毛郡」を「柳井市 大島郡 熊毛郡」に改め、同表大島土木事務所の項を削り、同表山口土木建築事務所の項中

山口市 山口市
を

山口市 山口市 阿武郡阿東町
に改め、同表阿東土木事務所の項

を削り、同表下関土木建築事務所の項中「(豊田土木事務所の所管区域を除く。)」を削り、同表豊田土木事務所の項を削る。

第二百四十九条の表岩国土木建築事務所の項中「維持班」を「維持第一班 維持第二班」に、「工務第二班」を「工務第二班 工務第三班」に、

ダム管理課 ダム管理班
を

「工務第三課 ダム管理・工務班
ダム管理課 ダム管理班」
に改め、同表玖珂土木事務所の

項を削り、同表柳井土木建築事務所の項中「維持班」を「維持第一班 維持第二班」に、「用地第二班」を「用地第二班 用地第三班」に、「工務課」を「工務第一課」に、「工務第三班」を「ダム建設班」を「ダム建設班」に、

「港湾課 港湾班」を

「工務第二課 工務第一班 工務第二班
工務第三課 ダム管理・工務班」
「港湾課 港湾第一班 港湾第二班」
に改め、同表大島土木事務所の

項を削り、同表防府土木建築事務所の項中「用地第一班 用地第二班」を「用地班」に改め、「工務第三班」を削り、同表山口土木建築事務所の項中「維持班」を「維持第一班 維持第二班」に、「用地第二班」を「用地第二班 用地第三班」に、「工務班」を「工務第一班 工務第二班」に改め、同表阿東土木建築事務所の項を削り、同表下関土木建築事務所の項中「維持班」を「維持第一班 維持第二班」に、「用地第二班」を「用地第二班 用地第三班」に、

「工務課 工務第一班 工務第二班 工務第三班」を

「工務第一課 工務第一班 工務第二班 工務第三班
工務第二課 工務第一班 工務第二班」
に改め、同表豊田土木事務所の

項を削る。

第二百四十九条中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とし、第五項及び第六項を削り、同条第七項中「並びに下関土木建築事務所、」を「下関土木建築事務所、」を「下関土木建築事務所、」に改め、同項を同条第三項とし、同条第八項中「玖珂土木事務所及び大島土木建築事務所の工務第一課並びに」を「岩国土木建築事務所、柳井土木建築事務所、」に改め、同項を同条第四項とする。

第二百七十二条の見出しを「(指定管理者による管理)」に改め、同条中「に委託して」を「により」に改め、同条中第二号を第五号とし、第一号の次に次の三号を加える。

二 山口県松陰記念館条例第四条第二項の規定により、同条第一項に掲げる日に開館

し、又は臨時に閉館すること。
三 山口県松陰記念館条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。

四 山口県松陰記念館条例第六条の規定により、松陰記念館の利用を拒むこと。
第三章第一節中第九款を第八款とし、第十款を第九款とし、第十一款を第十款とし、第十二款を第十一款とする。

第二百九十七条第一項の表出先機関の項中「局長 学長」を「局長」に改め、同表出先機関の内部組織の項中「支所等」を「分場」に、「支所長 分場長」を「分場長」に、「農場長 室長」を「農場長 所長」に改め、同条第二項の表山口県立大学の項を削り、同表県立病院の項中「静和荘」を「こころの医療センター」に改める。
第二百九十七条の二の表中小企業労働相談所の所長の項を削る。
第三百一条第一号の表中

山口県国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)第三十七条第二項の規定による県の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項の審議及び当該重要事項についての知事に対する意見の陳述に関する事務	危機管理室	総 合 政 策 局
------------	---	-------	-----------

を削り、

山口県私立学校審議会	私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十七号)第九条の規定による同法によりその権限に属させられた事項の審議並びに私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校に関する重要事項についての知事に対する建議に関する事務	学事文書課	を
------------	--	-------	---

山口県私立学校審議会	私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十七号)第九条の規定による同法によりその権限に属させられた事項の審議並びに私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校に関する重要事項についての知事に対する建議に関する事務	学事文書課	に、「消防防災課」
------------	--	-------	-----------

を「防災危機管理課」に、

山口県国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第三十七条第二項の規定による県の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項の審議及び当該重要事項についての知事に対する意見の陳述に関する事務	防災危機管理課
------------	---	---------

山口県国土利用計画審議会	国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第三十八条第一項の規定による同法によりその権限に属させられた事項並びに知事の諮問に応じ県の区域における国土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に關し重要な事項の調査審議に関する事務	地域政策課
--------------	---	-------

山口県市町合併推進審議会	市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第六十条第一項及び第二項の規定による同法第五十九条第三項の規定によりその権限に属させられた事項及び知事の諮問に応じた自主的な市町の合併の推進に關し重要な事項の調査審議に關する事務	地域政策課
--------------	---	-------

山口県国土利用計画審議会	国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第三十八条第一項の規定による同法によりその権限に属させられた事項並びに知事の諮問に応じ県の区域における国土の利用に關する基本的な事項及び土地利用に關し重要な事項の調査審議に関する事務	地域政策課
--------------	---	-------

「市町村」に改め、

山口県市町合併推進審議会	市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第六十条第一項及び第二項の規定による同法第五十九条第三項の規定によりその権限に属させられた事項及び知事の諮問に応じた自主的な市町の合併の推進に關し重要な事項の調査審議に關する事務	市町村合併推進室
--------------	---	----------

を

に、「市町村」を

を削り、「交通安全

対策室」を「地域安心・安全推進室」に、「国保医療指導室」を「医療保険課」に、「医療課」を「医療保険課」に、「高齢保健福祉課」を「長寿社会課」に、「障害福祉課」を「障害者支援課」に、「農政課」を「農林水産政策課」に、「林政課」を「森林企画課」に、「農林部」を「農林水産部」に、「用地課」を「監理課」に改め、同条第二号イの表中

山口県青少年問題協議会	地方青少年問題協議会法（昭和二十八年法律第八十三号）第二条の規定による青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立に關し必要な事項の調査審議に關する事項に關し知事の諮問に關する事務	県民生活課
-------------	--	-------

を削り、

山口県地方薬事審議会	薬事法（昭和三十五年法律第四百五号）第三条第一項の規定による薬事に関する事務のうち重要な事項の調査審議に關する事務	薬務課
------------	---	-----

を

山口県地方薬事審議会	薬事法（昭和三十五年法律第四百五号）第三条第一項の規定による薬事に関する事務のうち重要な事項の調査審議に關する事務	薬務課
------------	---	-----

に、「生産流通課」

山口県青少年問題協議会	地方青少年問題協議会法（昭和二十八年法律第八十三号）第二条の規定による青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立に關し必要な事項の調査審議に關する事項に關し知事の諮問に關する事務	こども未来課
山口県障害者介護給付費等不服審査会	障害者自立支援法第九十八条第一項の規定による市町の介護給付費等に係る処分に対する不服の審査に關する事務	障害者支援課

を「流通企画室」に、「農林部」を「農林水産部」に改め、同号ロ(1)の表中

山口県特別職報酬等審議会	議会の議員の報酬の額並びに知事、副知事及び出納長の給料の額についての審議に關する事務	人事課
山口県条例審議会	重要な条例の制定及び改廃についての審議に關する事務	学事文書課

を

平成十八年三月三十一日印刷
平成十八年三月三十一日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)

課」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

漁政課	農政課
部産水	部林農

を

課産農林水	課産農林水
部 産 水 林 農	

に改め、同号口(2)の表中「労政課」を「労働政策

山口県観光審議会

観光事業に関する重要事項についての調査及び審議に関する事務

観光交流課

を削り、

「健康福祉センター」に改め、

山口県消費生活審議会
山口県人権施策推進審議会

消費生活の安定及び向上に関する重要事項についての調査及び審議に関する事務
人権に係る施策の推進に必要な事項についての調査及び審議に関する事務

県民生活課
人権対策室

に、「保健所」を

山口県消費生活審議会

消費生活の安定及び向上に関する重要事項についての調査及び審議に関する事務

県民生活課

を

山口県観光審議会	山口県条例審議会	山口県特別職報酬等審議会
観光事業に関する重要事項についての調査及び審議に関する事務	重要な条例の制定及び改廃についての審議に関する事務	議会の議員の報酬の額並びに知事及び出納長の給料の額についての審議に関する事務
観光交流課	学事文書課	人事課
部興振地域	部 務 総	

に、